

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における  
情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定に基づき  
国土交通大臣が自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けることが構造上困難であると  
認める自動車を定める告示案（仮称）に関する意見募集について

令和5年2月  
国土交通省自動車局

国土交通省では、別紙のとおり自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定に基づき国土交通大臣が自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けることが構造上困難であると認める自動車を定める告示案（仮称）について検討しています。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

#### 《意見公募要領》

##### 1. 意見募集の対象

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定に基づき国土交通大臣が自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けることが構造上困難であると認める自動車を定める告示案（仮称）について

##### 2. 意見募集期間

令和5年2月4日（土） ～ 令和5年3月5日（日）

##### 3. 意見送付方法

次のいずれかの方法で送付してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 電子メールの場合（テキスト形式で氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見（対象部分、ご意見、理由）を記載の上）

電子メールアドレス hqt-hoshou\_pc@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局保障制度参事官室 宛

※ 件名には「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等に

における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定に基づき国土交通大臣が自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けることが構造上困難であると認める自動車を定める告示案（仮称）について」と明記して下さい。

(2) インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）

(3) F A Xの場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省自動車局保障制度参事官室 宛

F A X：03-5253-1638

(4) 郵送の場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛 先：国土交通省自動車局保障制度参事官室 宛

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

※ 封筒の裏面等に「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定に基づき国土交通大臣が自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けることが構造上困難であると認める自動車を定める告示案（仮称）について」と明記して下さい。

#### 4. ご意見の取扱い等

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがあります。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）